

奈良市指定特定相談支援事業所
奈良市障害児相談支援事業所 御中

奈良市障がい福祉課長
(公印省略)

障害福祉サービス及び障害児通所支援の申請手続き等における留意点について (通知)

平素は奈良市の福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について奈良県障害福祉課が各市町村に対して実施した自立支援給付事務等に係る実地指導にて下記の通り指導がありました。つきましては障害福祉サービス及び障害児通所支援の申請手続き等の際にご留意いただきますようお願い申し上げます。

記

① 実地指導の内容

障害福祉サービス及び障害児通所支援の申請手続きにおいて、サービス等利用計画案とサービス等利用計画(本プラン)の区別なく一枚の書類で提出されている場合がありますが、それぞれ作成・提出が必要である趣旨の指導がありました。

② 障害福祉サービス及び障害児通所支援の申請手続き等の際にご留意いただく点

支給決定前に作成していただくサービス等利用計画案とサービス担当者会議の後に作成していただくサービス等利用計画(本プラン)の両方のご提出が必要であるということ。

ご不明な点がございましたら、別添「障害者・障害児相談支援のてびき(令和5年9月発行)」をご参照くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

奈良市役所

障がい福祉課生活支援係

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL:0742-34-4593